

#### 4 不服審査会について

これまで障害者自立支援法第97条第1項により、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者は、都道府県知事に対して審査請求を行うことができ、また、同法第98条第1項に基づき、都道府県知事は条例で定めるところにより「障害者介護給付費等不服審査会」を設置してきたところである。

これに加え、本年4月の障害者自立支援法の一部改正により、障害者自立支援法第97条第1項の審査請求の対象に地域相談支援給付費等に係る処分が追加されることになった。

また、本年4月の児童福祉法の一部改正により、児童福祉法第56条の5の5が新設され、同条第1項において、市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求を行うことができるようになった。

これに伴い、同条第2項では、障害者自立支援法第8章(第97条第1項を除く。)の規定を準用し、都道府県知事は「障害児通所給付費等不服審査会」を設置できることになった。

この「障害児通所給付費等不服審査会」については、既に定められている『障害者介護給付費等不服審査会設置条例』等を改正することで、これまでの「障害者介護給付費等不服審査会」とともに合同で運営することとしても差し支えないものとし、また、既に設置されている「障害者介護給付費等不服審査会」の委員と新たに設置する「障害児通所給付費等不服審査会」の委員については、同一としても差し支えないこととする。

なお、「障害児通所給付費等不服審査会」に係る事務経費についても、これまでの不服審査会経費補助金により補助することとしている(補助率1/2)。

# 「改正障害者自立支援法」及び「改正児童福祉法」に係る処分に対する審査請求について

都道府県

## ○障害者介護給付費等不服審査会

(改正障害者自立支援法第97条第1項)

「介護給付費、特例介護給付費」  
「訓練等給付費、特例訓練等給付費」  
「地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費」  
に係る処分

## ○障害児通所給付費等不服審査会

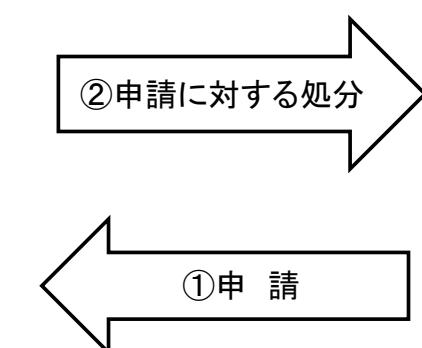
(改正児童福祉法第56条の5の5第1項)

「障害児通所給付費、特例障害児通所給付費」  
に係る処分

- ※ 両不服審査会を合同で運営することとしても差し支えない。
- ※ 両不服審査会の構成員は、同一メンバーであっても差し支えない。
- ※ 両不服審査会で要する経費は、従前通り「不服審査会経費」補助金において補助(補助率1/2)することとする。



市町村



申請者



③処分に対する不服

## 5 障害者自立支援給付支払システムについて

### (1) 障害児通所給付費の支払事務の委託について

平成24年4月から、障害児通所給付費の実施主体は市町村となり、これに伴い、市町村は障害児通所給付費の支払事務について、新たに国民健康保険団体連合会に委託するか検討が必要となる。

この委託の検討の際には、平成24年4月に障害者自立支援法上の児童デイサービスが廃止され、同等のサービスとして、児童福祉法上の障害児通所給付費に放課後等デイサービス等が新設されることに配慮されたい。

具体的には、現在、児童デイサービスの請求先は国民健康保険団体連合会となっているが、市町村が障害児通所給付費の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託しない場合、児童デイサービスの提供を行っている事業者は、平成24年4月以降報酬の請求先が国民健康保険団体連合会から各市町村となる。

このため、事業者にとっては、平成24年4月以前と以降で請求先が異なることとなる（別紙1）ため、事業者が適切に請求を行えるよう配慮願いたい。

### (2) 平成24年度以降における障害福祉サービス費等の支払に関する事務の委託手数料について

障害者自立支援法第29条第8項等に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国民健康保険団体連合会に委託する場合の委託手数料について、平成24年1月26日付事務連絡（別紙2）において平成24年度以降の考え方を示したところである。

都道府県・市町村におかれでは、上記事務連絡の趣旨や地域の実情を踏まえ、平成24年度以降の委託手数料の設定について、国民健康保険団体連合会と調整願いたい。

**障害児通所給付費の支払事務の委託について  
(児童デイサービスの廃止、放課後等デイサービス等の新設に伴う請求先について)**

<現行> 障害者自立支援法上のサービスについては、全市町村が国保連へ委託しているため、請求先は国保連

**«国保連へ支払事務を委託»**



<平成24年4月以降> 障害児通所給付費にかかる国保連への支払事務の委託状況により、請求先が国保連と市町村に分かれる

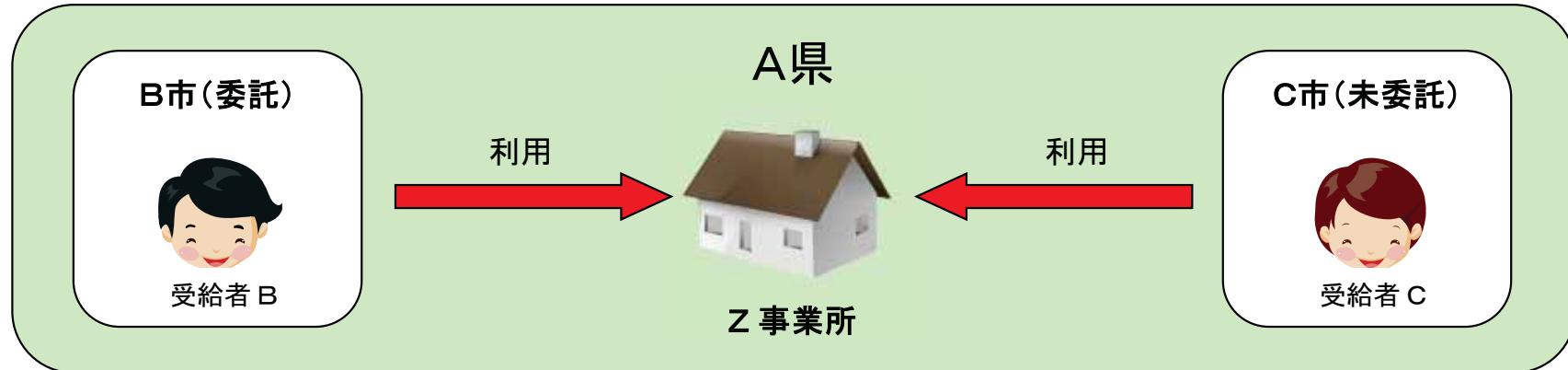
**«国保連に支払事務を委託する場合»**



**«国保連に支払事務を委託しない場合»**



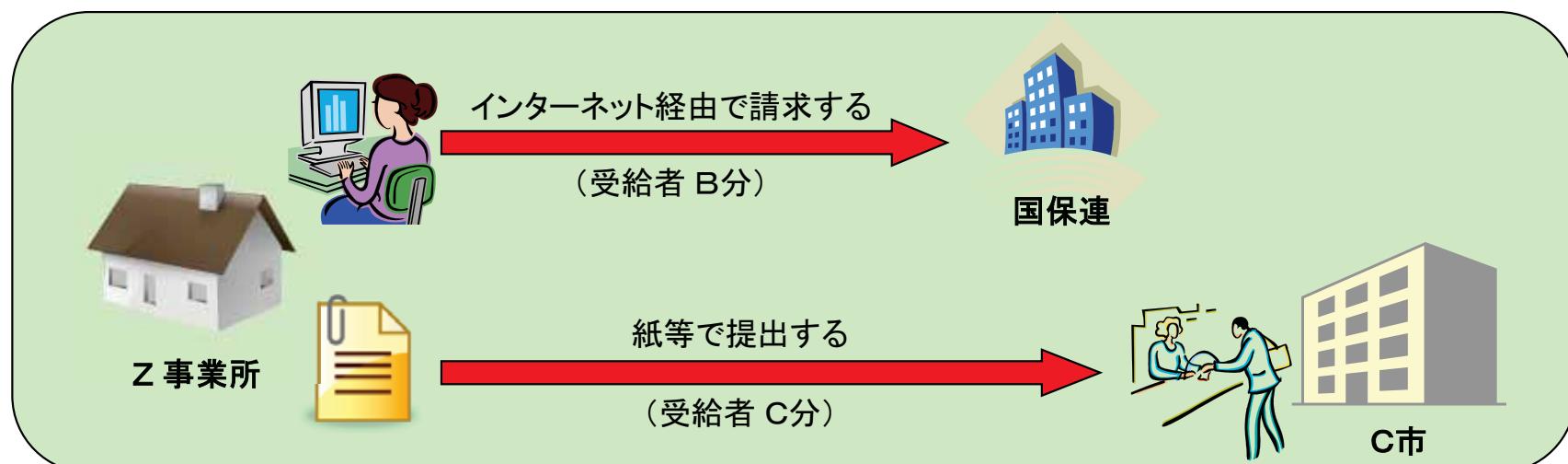
国保連に障害児通所給付費の支払事務の委託を行っているB市の受給者と  
委託を行っていないC市の受給者にサービス提供した場合



B市は、障害児通所給付費の支払事務を委託しているため、受給者Bに関する受給者情報は、国保連に登録されている。

C市は、障害児通所給付費の支払事務を委託していないため、受給者Cに関する受給者情報は、国保連に登録されていない。

したがって、Z事業所は、受給者Bに係る請求を国保連にインターネットで行い、受給者Cに係る請求をC市に対して紙等により行う。



事務連絡  
平成24年1月26日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(システム担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

平成24年度以降における障害福祉サービス費等の支払に関する  
事務の委託手数料について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法第29条第8項に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託する場合の委託手数料に係る考え方を、平成24年度以降、下記のとおりとしますので、平成24年度以降の委託手数料の設定に当たっては、これを踏まえた額となるよう、都道府県・市町村と国保連との間で調整をお願いいたします。

記

- 1 障害福祉サービス費等の委託手数料については、これまで、総務省の「地方財政計画及び地方交付税単位費用積算基礎」（以下、「交付税単位費用積算基礎」という。）に、請求明細書1枚あたり200円の額が計上されてきたところである。
- 2 この度、国民健康保険中央会及び国保連において、平成18年度に導入した障害者自立支援給付支払システムの機器更改を平成24年度に予定しており、国保連における機器も含め一括して国民健康保険中央会において導入し、かかる経費はリースとし、国からの補助金と委託手数料の増額で対応することとなったところである。

- 3 これを踏まえ、平成24年度の予算要求において、委託手数料の増額について、総務省に対し200円を210円に増額することを要求し、総務省に認められ、平成24年度交付税単位費用積算基礎に計上されることとなったところである。
- 4 今回の委託手数料の増額は、総務省との間で、障害者自立支援給付支払システムの機器更改のためのリース料と明確に位置づけていることから、都道府県・市町村におかれては、国保連との間で十分な調整を行い、各都道府県の実情を踏まえて適切な対応をお願いしたい。

**【参考：委託手数料10円増の考え方】**

年間機器リース料 2億円（1／2国庫補助 1／2手数料負担）

1億円（平成24年度予算（案） 中央会へ補助）

1億円（手数料10円分） 明細書1, 000万枚程度×10円＝1億円

## 6 第3期障害福祉計画について

### (1) これまでの取組み

第3期障害福祉計画については、平成23年12月27日付けで、基本指針の一部改正の告示等を行うとともに、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を推進するため、新たに次の取組みを行ってきたところである。

#### ア 第3期障害福祉計画の数値目標等に係る中間報告の実施

他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施するため、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について中間報告を行い、その集計結果を都道府県にお知らせした。

#### イ 障害福祉計画に係るサービス量の都道府県別実績集計

第3期障害福祉計画の策定に当たっての参考資料とするため、平成23年3月のサービス量の実績（国保連データ）を基に、各都道府県別に障害福祉サービスごとの「人口10万人当たりサービス区分別利用者数（又は利用量）の都道府県別一覧表」及び「人口10万人当たりの都道府県別のサービス区分別利用者数（又は利用量）」を作成し、障害福祉計画に係るサービス量を見込むにあたっての資料として都道府県にお知らせした。

#### ウ 地域生活支援事業の必須事業の事業化の推進

必須事業を実施していない市町村に早期の事業化を求めるとともに、都道府県に対して、第3期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて取り組んでいただくよう求めた。

また、平成24年度からは、これらに加え次のことを行うこととしている。

#### ○ 都道府県別の数値目標の進捗状況の把握

毎年、数値目標の進捗状況について、国にて、各都道府県別の集計表を作成し、その結果を都道府県にお知らせする。

これらの取組みについては、平成24年1月に各都道府県に送付した「第3期障害福祉計画（平成24～26年度）策定に係る基本資料」に参考資料を掲載しているので、今後の事業実施等の参考とされたい。

また、第3期障害福祉計画の実施に当たっては、これらの取り組みを参考としつつ今後も各自治体においては、障害のある方のおかれている環境やニーズ等の把握を適宜行い、地域に必要なサービスの整備に努めていただきたい。

### (2) 今後の予定

今後の予定は、次のとおり計画しているので、ご協力願いたい。

(1) 第3期障害福祉計画において設定した数値目標及びサービス見込量について、平成24年4月に各都道府県から厚生労働省に報告

(2) 第2期障害福祉計画における平成23年度の実績について、平成24年5月に報告

# 第3期障害福祉計画について

## 目的

障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

## 目的達成のための新たな取組

### 1 第3期障害福祉計画の数値目標等に係る中間報告の実施

他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施できるよう、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について中間報告を行い、その集計結果を都道府県にフィードバックし、計画策定のための参考資料とした。

### 2 障害福祉計画に係るサービス量の都道府県別実績集計

第3期障害福祉計画の策定に当たって参考資料とするため、平成23年3月のサービス量の実績(国保連データ)を基に、各都道府県別に障害福祉サービスごとの人口10万人当たりのサービス区分別利用者数の都道府県別一覧表等を集計し、都道府県に示すこととした。

### 3 地域生活支援事業の必須事業の事業化の推進

「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」(平成23年12月27日障企自発第1227第1号障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)において、必須事業を実施していない市町村に早期の事業化を求める一方、都道府県に対しては、第3期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて、計画的に取り組むとともに、その達成状況について点検・評価を行うよう求めた。

### 4 都道府県別の数値目標の進捗状況の把握

毎年、数値目標の進捗状況について都道府県から国へ報告を行い、国にて都道府県別の集計表を作成し、都道府県にフィードバックすることとした。

## 第3期障害福祉計画に係る数値目標・サービス見込量の報告等

### 数値目標・サービス見込量の報告等(予定)

#### 1. 報告

各都道府県の第3期障害福祉計画に盛り込んだ数値目標等の報告を平成24年4月に依頼するので、ご協力いただきたい。  
(報告様式(案)は別紙1)

#### 2. 集計

報告いただいた数値は集計し、各都道府県に送付しますので、平成24年1月23日付けで送付した第3期障害福祉計画  
(平成24～26年度)策定に係る基本資料とともに保管し、ご活用いただきたい。

なお、集計イメージは当該基本資料に掲載しているので、そちらを参照されたい。

### 都道府県計画の報告

平成23年12月27日付「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件」(平成23年厚生労働省告示第478号)【第二の四の4】に従い、都道府県が作成した第3期障害福祉計画は遅滞なく公表するとともに、国(厚生労働省)へ提出いただきたい。

## 第3期障害福祉計画報告様式(数値目標)

## 【都道府県の担当者連絡先】

都道府県名
担当課・係名
担当者名
TEL／FAX
e-mail

## 1. 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の入所者数(A) (人)	平成26年度末の入所者数(B) (人)	【目標値】削減見込(A-B) (人)	【目標値】地域生活移行者数 (人)

## 2. 精神障害者関係の目標値

【着眼点①】1年未満入院者の平均退院率		【着眼点②】5年以上かつ65歳以上の退院者数	
平成20年度 (%)	平成26年度 (%)	平成 年度 (人)	平成26年度 (人)

## 3. 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の一般就労移行者数 (人)	【目標値】平成26年度の一般就労移行者数 (人)

## 4. 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の福祉施設利用者数 (人)	【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数 (人)

## 5. 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A) (人)	平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者(B) (人)	平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B) (人)	【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A)/(B) (%)

## 6. 労働施策に関する数値目標

【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者 (人)	【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者 (人)	【目標値】障害者試行雇用事業の開始者 (人)	【目標値】職場適応援助者による支援の対象者 (人)	【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者 (人)	【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置 (ヶ所)

## 第3期障害福祉計画報告様式(サービス見込量・圏域数)

都道府県名

### 【サービス見込量】

#### ○訪問系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	時間	時間	時間
重度訪問介護			
同行援護	人	人	人
行動援護			
重度障害者等包括支援			

#### ○日中活動系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(機能訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(生活訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(A型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(B型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
療養介護	人	人	人
短期入所	人日分	人日分	人日分
	人	人	人

#### ○居住系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	人	人	人
施設入所支援	人	人	人

#### ○相談支援

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人	人	人
地域移行支援	人	人	人
地域定着支援	人	人	人

### 【圏域数】

平成24年4月1日現在
圏域

## 実績集計について

### 平成22年度実績

#### 【数値目標】

別紙2「基本指針に定める数値目標の実績」に各数値目標の実績値(全国)を集計し、別紙3に数値目標「施設入所者の地域生活への移行」についての実績値(都道府県別)(平成23年10月現在)を集計したので、参考にしていただきたい。

#### 【サービス見込量】

別紙4「サービス量の実績等」に全国のサービス利用量等を集計したので、参考にしていただきたい。

### 平成23年度実績(予定)

数値目標の実績については、第1期・第2期の数値目標の目標年度であるため、平成22年度の実績で集計した全国集計以外に、都道府県別でも集計する。

なお、別紙5「障害福祉計画の今後の予定」にあるとおり、平成23年度実績の報告を平成24年4月に依頼するので、ご協力いただきたい。

## 基本指針に定める数値目標の実績

数値目標		都道府県の 数値目標 集計数 (第2期計画) (※5)	実 績					備 考	
			第1期		第2期				
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (H23.10月)		
1 施設入所者(※1)の 地域生活への移行 (※2)	平成17年10月1日現在の施設入所者	14. 6万人						※3 「平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、 施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の 数」  「地域生活移行者数を平成17年10月1日の 施設入所者数で除した値」	
	・平成23年度末における地域生活に移行 する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、第1期 計画時点の施設入所者数の1割以上が 地域生活へ移行	地域生活移行者数 2. 1万人 14. 5%	0. 9万人 6. 4%	1. 4万人 9. 6%	1. 9万人 13. 3%	2. 4万人 16. 6%	2. 9万人 20. 0%		
3 福祉施設 (※6)から 一般就労 への移行	平成17年度の年間一般就労移行者数	0. 2万人						※4 「平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、 平成17年10月1日から平成23年10月1日ま での期間に削減した者の数」  「削減数を平成17年10月1日の施設入所者 数で除した値」	
	・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援 事業等を通じて、平成23年度中に一般 就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、第1期計画 時点の一般就労への移行実績の4倍以上 とすることが望ましい。	年間一般就労 移行者数 1. 0万人 4. 0倍	3. 1千人 1. 3倍	3. 4千人 1. 4倍	4. 0千人 1. 7倍	集計中	集計中		
3 就労支援 事業の利 用者数	・平成23年度までに第1期計画時点の 福祉施設の利用者のうち、2割以上の者 が就労移行支援事業を利用すること を目指す。	—	日中活動系 サービス 等利用者数: 30. 6万人 就労移行支援: 1. 0万人 3. 3%	日中活動系 サービス 等利用者数: 33. 6万人 就労移行支援: 1. 6万人 4. 8%	日中活動系 サービス 等利用者数: 36. 8万人 就労移行支援: 1. 9万人 5. 2%	日中活動系 サービス 等利用者数: 40. 0万人 就労移行支援: 2. 1万人 5. 1%	集計中	※第1期計画時点の福祉施設利用者のサービ ス利用状況を把握していないため、「各年度 3月の利用者の値(国保連データ)」とした。 なお、日中活動系サービス等は、「日中活動 系サービス(児童デイ、療養、短期除く) + 旧法施設支援利用者数(通勤寮除く)」の値 である。	
	・平成23年度末において、就労継続支援 事業の利用者のうち、3割は就労継続 支援(A型)事業を利用することを目指す。	—	A型 0. 4万人 B型 3. 0万人 11%	A型 0. 6万人 B型 5. 2万人 11%	A型 0. 9万人 B型 7. 7万人 10%	A型 1. 3万人 B型 10. 3万人 11%	集計中	各年度3月の利用者数(国保連データ)	

※1 入所施設(第1期計画時点)……身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、精神障害者入所授産施設等。

※2 地域生活への移行……入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む)

※3 平成19年度実績=平成17年10月1日～平成19年10月1日までの地域移行者数、平成20年度実績=平成17年10月1日～平成20年10月1日までの地域移行者数、平成21年度実績=平成17年10月1日～平成21年10月1日までの  
地域移行者数、平成22年度実績=平成17年10月1日～平成22年10月1日までの地域移行者数、平成23年度(H23.10月)実績=平成17年10月1日～平成23年10月1日までの地域移行者数。

各データは障害福祉課の入所者の地域移行状況調査結果(回収率:平成19年度約92%、平成20年度約91%、平成21年度約96%、平成22年度100%、平成23年度(H23.10月)99. 6%)に基づくもの。

※4 平成23年度(H23. 10月)実績=平成17年10月1日の入所者数から平成23年10月1日の入所者数を引いた値。

データは障害福祉課の入所者の地域移行状況調査結果(回収率:平成23年度(H23.10月)100%)に基づくもの。

※5 福祉施設から一般就労への移行に関する各種目標について、「一般就労を希望する全ての者としている」として、具体的な数値目標を設定していない自治体が一部存在する。このような自治体は目標値の算定対象から除外した。

※6 福祉施設(第1期計画時点)……(身体障害者施設):更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
(知的障害者施設):生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
(精神障害者施設):生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

## 地域生活移行者数の状況について (H17.10.1～H23.10.1)

(単位:人、%)

都道府県名	計画			実績	
	H17.10.1 入所者数 (A)	H23年度末 までの 地域生活 移行者数 (B)	H23年度末 までの 地域生活 移行率 (B/A) (C)	H17.10.1から H23.10.1まで の地域生活 移行者数 (D)	H17.10.1から H23.10.1まで の地域生活 移行率 (D/A) (E)
01 北海道	12,055	2,366	19.6	2,203	18.3
02 青森県	2,867	553	19.3	583	20.3
03 岩手県	2,371	742	31.3	484	20.4
04 宮城県	2,225	324	14.6	355	16.0
05 秋田県	2,808	280	10.0	448	16.0
06 山形県	1,930	463	24.0	378	19.6
07 福島県	2,340	438	18.7	405	17.3
08 茨城県	3,745	375	10.0	754	20.1
09 栃木県	2,758	410	14.9	793	28.8
10 群馬県	2,638	264	10.0	222	8.4
11 埼玉県	5,220	522	10.0	1,368	26.2
12 千葉県	5,000	550	11.0	1,025	20.5
13 東京都	7,344	874	11.9	950	12.9
14 神奈川県	5,308	704	13.3	961	18.1
15 新潟県	2,733	273	10.0	557	20.4
16 富山県	1,620	226	14.0	230	14.2
17 石川県	1,807	185	10.2	213	11.8
18 福井県	1,998	400	20.0	181	9.1
19 山梨県	1,238	178	14.4	197	15.9
20 長野県	3,104	555	17.9	1,105	35.6
21 岐阜県	2,526	356	14.1	355	14.1
22 静岡県	3,964	510	12.9	1,021	25.8
23 愛知県	4,385	640	14.6	533	12.2
24 三重県	1,741	174	10.0	489	28.1
25 滋賀県	943	107	11.3	244	25.9
26 京都府	2,558	270	10.6	437	17.1
27 大阪府	5,945	1,486	25.0	1,672	28.1
28 兵庫県	5,367	614	11.4	928	17.3
29 奈良県	1,407	156	11.1	198	14.1
30 和歌山県	1,480	148	10.0	294	19.9
31 鳥取県	1,225	212	17.3	243	19.8
32 島根県	1,697	334	19.7	435	25.6
33 岡山県	2,738	335	12.2	590	21.5
34 広島県	3,222	409	12.7	903	28.0
35 山口県	2,594	272	10.5	385	14.8
36 徳島県	1,646	397	24.1	318	19.3
37 香川県	1,212	182	15.0	389	32.1
38 愛媛県	2,268	269	11.9	421	18.6
39 高知県	1,383	346	25.0	335	24.2
40 福岡県	7,371	740	10.0	1,569	21.3
41 佐賀県	1,731	350	20.2	362	20.9
42 長崎県	2,998	420	14.0	481	16.0
43 熊本県	3,411	340	10.0	623	18.3
44 大分県	2,224	228	10.3	753	33.9
45 宮崎県	1,952	180	9.2	457	23.4
46 鹿児島県	4,061	552	13.6	771	19.0
47 沖縄県	2,761	420	15.2	495	17.9
全国計	145,919	21,129	14.5	29,113	20.0

※ 地域生活移行者数(D)は、調査に対して回答のあった施設におけるH17.10.1からH23.10.1までの間の地域生活移行者数の累計値。

**施設入所者数の状況について (H17.10.1～H23.10.1)**

(単位:人、%)

都道府県名	計画				実績		
	H17.10.1 入所者数 (A)	H23年度末 入所者 見込数 (B)	増減数 (B-A) (C)	増減率 (C/A) (D)	H23.10.1 入所者数 (E)	増減数 (E-A) (F)	増減率 (F/A) (G)
01 北海道	12,055	10,399	▲ 1,656	▲ 13.7	10,909	▲ 1,146	▲ 9.5
02 青森県	2,867	2,666	▲ 201	▲ 7.0	2,722	▲ 145	▲ 5.1
03 岩手県	2,371	2,371	0	0.0	2,170	▲ 201	▲ 8.5
04 宮城県	2,225	2,019	▲ 206	▲ 9.3	1,889	▲ 336	▲ 15.1
05 秋田県	2,808	2,612	▲ 196	▲ 7.0	2,667	▲ 141	▲ 5.0
06 山形県	1,930	1,787	▲ 143	▲ 7.4	1,729	▲ 201	▲ 10.4
07 福島県	2,340	1,996	▲ 344	▲ 14.7	2,075	▲ 265	▲ 11.3
08 茨城県	3,745	3,482	▲ 263	▲ 7.0	3,633	▲ 112	▲ 3.0
09 栃木県	2,758	2,488	▲ 270	▲ 9.8	2,523	▲ 235	▲ 8.5
10 群馬県	2,638	2,471	▲ 167	▲ 6.3	2,696	58	2.2
11 埼玉県	5,220	5,011	▲ 209	▲ 4.0	5,473	253	4.8
12 千葉県	5,000	5,000	0	0.0	4,655	▲ 345	▲ 6.9
13 東京都	7,344	7,344	0	0.0	7,472	128	1.7
14 神奈川県	5,308	5,054	▲ 254	▲ 4.8	4,875	▲ 433	▲ 8.2
15 新潟県	2,733	2,543	▲ 190	▲ 7.0	2,631	▲ 102	▲ 3.7
16 富山県	1,620	1,468	▲ 152	▲ 9.4	1,442	▲ 178	▲ 11.0
17 石川県	1,807	1,680	▲ 127	▲ 7.0	1,699	▲ 108	▲ 6.0
18 福井県	1,998	1,648	▲ 350	▲ 17.5	1,782	▲ 216	▲ 10.8
19 山梨県	1,238	1,132	▲ 106	▲ 8.6	1,345	107	8.6
20 長野県	3,104	2,654	▲ 450	▲ 14.5	2,689	▲ 415	▲ 13.4
21 岐阜県	2,526	2,343	▲ 183	▲ 7.2	2,459	▲ 67	▲ 2.7
22 静岡県	3,964	3,700	▲ 264	▲ 6.7	3,653	▲ 311	▲ 7.8
23 愛知県	4,385	4,080	▲ 305	▲ 7.0	4,247	▲ 138	▲ 3.1
24 三重県	1,741	1,518	▲ 223	▲ 12.8	1,800	59	3.4
25 滋賀県	943	861	▲ 82	▲ 8.7	1,010	67	7.1
26 京都府	2,558	2,322	▲ 236	▲ 9.2	2,251	▲ 307	▲ 12.0
27 大阪府	5,945	5,232	▲ 713	▲ 12.0	4,720	▲ 1,225	▲ 20.6
28 兵庫県	5,367	4,955	▲ 412	▲ 7.7	5,206	▲ 161	▲ 3.0
29 奈良県	1,407	1,309	▲ 98	▲ 7.0	1,603	196	13.9
30 和歌山県	1,480	1,377	▲ 103	▲ 7.0	1,306	▲ 174	▲ 11.8
31 鳥取県	1,225	1,045	▲ 180	▲ 14.7	1,111	▲ 114	▲ 9.3
32 島根県	1,697	1,459	▲ 238	▲ 14.0	1,478	▲ 219	▲ 12.9
33 岡山県	2,738	2,482	▲ 256	▲ 9.3	2,424	▲ 314	▲ 11.5
34 広島県	3,222	3,002	▲ 220	▲ 6.8	3,240	18	0.6
35 山口県	2,594	2,415	▲ 179	▲ 6.9	2,355	▲ 239	▲ 9.2
36 徳島県	1,646	1,546	▲ 100	▲ 6.1	1,614	▲ 32	▲ 1.9
37 香川県	1,212	1,117	▲ 95	▲ 7.8	1,226	14	1.2
38 愛媛県	2,268	2,087	▲ 181	▲ 8.0	2,120	▲ 148	▲ 6.5
39 高知県	1,383	1,158	▲ 225	▲ 16.3	1,385	2	0.1
40 福岡県	7,371	6,851	▲ 520	▲ 7.1	7,026	▲ 345	▲ 4.7
41 佐賀県	1,731	1,474	▲ 257	▲ 14.8	1,430	▲ 301	▲ 17.4
42 長崎県	2,998	2,428	▲ 570	▲ 19.0	2,670	▲ 328	▲ 10.9
43 熊本県	3,411	3,173	▲ 238	▲ 7.0	3,216	▲ 195	▲ 5.7
44 大分県	2,224	1,978	▲ 246	▲ 11.1	2,250	26	1.2
45 宮崎県	1,952	1,774	▲ 178	▲ 9.1	1,862	▲ 90	▲ 4.6
46 鹿児島県	4,061	3,772	▲ 289	▲ 7.1	3,703	▲ 358	▲ 8.8
47 沖縄県	2,761	2,450	▲ 311	▲ 11.3	2,552	▲ 209	▲ 7.6
全国計	145,919	133,733	▲ 12,186	▲ 8.4	136,993	▲ 8,926	▲ 6.1

## **サービス量の実績等**

(別紙4)

サービス種類	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援【訪問系サービス】								
	都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)			実績				達成率	
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	
サービス見込量	384.4 万時間	425.7 万時間	482.1 万時間	316.4 万時間	324.8 万時間	325.8 万時間	366.0 万時間	394.5 万時間	0.93 0.82
サービス利用者数	12.6 万人	13.8 万人	15.1 万人			10.8 万人	11.9 万人	13.2 万人	0.96 0.87
内訳									
※1 実績値は、各年度3月期の実績	居宅介護	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)			
		— 万時間	— 万時間	192.1 万時間	217.4 万時間	235.9 万時間			
※2 サービス利用者数の見込みは、第2期計画 (平成21年度～)より	重度訪問介護	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)			
		— 万時間	— 万時間	125.2 万時間	137.8 万時間	146.6 万時間			
※3 平成18年度及び平成19年度(一部を除く)の 実績値は、都道府県報告の集計	行動援護	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)			
		— 万時間	— 万時間	8.0 万時間	10.4 万時間	11.8 万時間			
※4 平成19年度の一部(療養介護、共同生活援助、 共同生活介護、施設入所支援)、平成20年度、 平成21年度及び平成22年度の実績値は、 国保連データ	重度障害者等 包括支援	平成18年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)			
		— 万時間	— 万時間	0.4 万人	0.5 万人	0.6 万人			
以下、同様		平成18年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)			
		— 万時間	— 万時間	0.5 万時間	0.4 万時間	0.2 万時間			
				0.0 万人	0.0 万人	0.0 万人			

サービス種類	生活介護【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率	
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	204.9 万人日分	262.7 万人日分	380.0 万人日分	25.1 万人日分	77.4 万人日分	132.9 万人日分	213.7 万人日分	275.4 万人日分	1.05	0.72	
サービス利用者数	10.8 万人	13.8 万人	18.9 万人			7.4 万人	11.2 万人	14.3 万人	1.04	0.76	

サービス種類	自立訓練(機能訓練)【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率	
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	5.0 万人日分	6.3 万人日分	9.2 万人日分	1.2 万人日分	2.4 万人日分	2.9 万人日分	3.1 万人日分	3.3 万人日分	0.52	0.36	
サービス利用者数	0.4 万人	0.4 万人	0.6 万人			0.3 万人	0.2 万人	0.2 万人	0.50	0.33	

サービス種類	自立訓練(生活訓練)【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率	
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	21.7 万人日分	27.3 万人日分	39.1 万人日分	3.7 万人日分	9.5 万人日分	13.2 万人日分	16.3 万人日分	17.4 万人日分	0.64	0.45	
サービス利用者数	1.2 万人	1.5 万人	3.8 万人			0.8 万人	0.9 万人	1.0 万人	0.67	0.26	

サービス種類	就労移行支援【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率	
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	39.8 万人日分	47.4 万人日分	60.5 万人日分	6.2 万人日分	19.1 万人日分	29.8 万人日分	36.5 万人日分	36.7 万人日分	0.77	0.61	
サービス利用者数	2.0 万人	2.4 万人	3.0 万人			1.6 万人	1.9 万人	2.1 万人	0.88	0.70	

サービス種類	就労継続支援A型【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率	
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	18.3 万人日分	23.5 万人日分	32.3 万人日分	2.9 万人日分	7.6 万人日分	12.4 万人日分	18.2 万人日分	25.9 万人日分	1.10	0.80	
サービス利用者数	0.9 万人	1.1 万人	1.5 万人			0.6 万人	0.9 万人	1.3 万人	1.18	0.87	

サービス種類	就労継続支援B型【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率	
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	134.4 万人日分	170.4 万人日分	234.8 万人日分	16.5 万人日分	53.3 万人日分	90.7 万人日分	140.8 万人日分	178.1 万人日分	1.05	0.76	
サービス利用者数	7.1 万人	9.0 万人	11.8 万人			5.2 万人	7.7 万人	10.3 万人	1.14	0.87	

サービス種類	療養介護【日中活動系サービス】								
	都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)			実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A C/B
サービス見込量	0.3 万人分	0.3 万人分	0.7 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.67 0.29
サービス利用者数	0.3 万人	0.3 万人	0.7 万人			0.2 万人	0.2 万人	0.2 万人	0.67 0.29

サービス種類	児童デイサービス【日中活動系サービス】								
	都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)			実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A C/B
サービス見込量	29.5 万人日分	32.4 万人日分	35.9 万人日分	20.2 万人日分	22.2 万人日分	23.8 万人日分	29.3 万人日分	34.9 万人日分	1.08 0.97
サービス利用者数	4.2 万人	4.6 万人	4.9 万人			4.2 万人	5.0 万人	6.1 万人	1.33 1.24

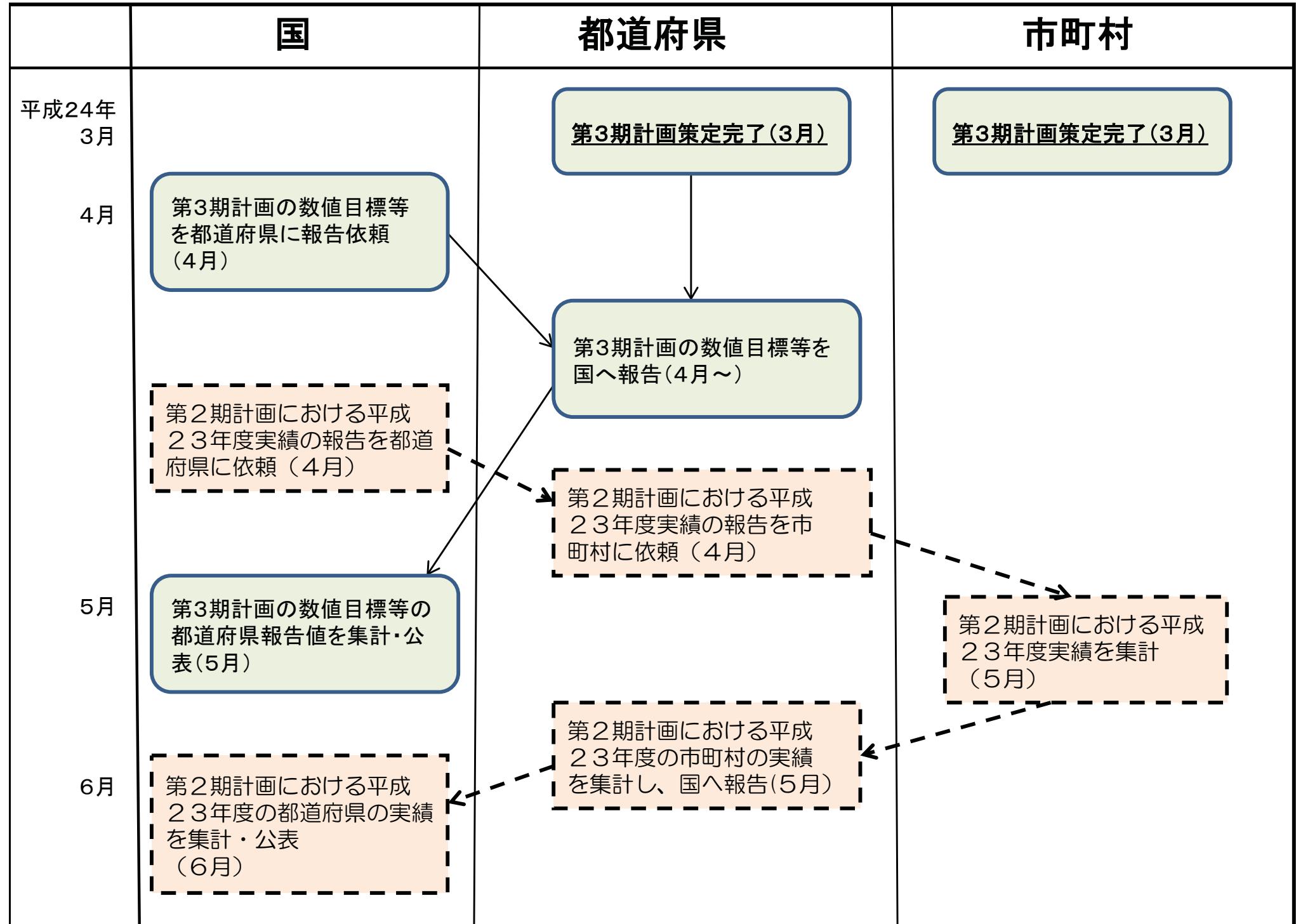
サービス種類	短期入所【日中活動系サービス】								
	都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)			実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A C/B
サービス見込量	22.0 万人日分	24.2 万人日分	28.0 万人日分	15.2 万人日分	16.4 万人日分	18.0 万人日分	19.9 万人日分	21.0 万人日分	0.87 0.75
サービス利用者数	3.2 万人	3.6 万人	4.0 万人			2.4 万人	2.7 万人	2.8 万人	0.78 0.70

サービス種類	共同生活援助・共同生活介護【居住系サービス】								
	都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)			実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A C/B
サービス見込量	5.9 万人分	6.8 万人分	8.3 万人分	3.7 万人分	4.2 万人分	4.8 万人分	5.6 万人分	6.3 万人分	0.93 0.76
サービス利用者数	5.9 万人	6.8 万人	8.3 万人			4.8 万人	5.6 万人	6.3 万人	0.93 0.76
				内訳					
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	平成22年度(C)	
				— 万時間	1.8 万人分	2.0 万人分	2.0 万人分	2.2 万人分	
						2.0 万人	2.0 万人	2.2 万人	
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	平成22年度(C)	
				— 万時間	2.4 万人分	2.8 万人分	3.6 万人分	4.1 万人分	
						2.8 万人	3.6 万人	4.1 万人	

サービス種類	施設入所支援【居住系サービス】								
	都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)			実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A C/B
サービス見込量	6.0 万人分	8.1 万人分	12.9 万人分	0.4 万人分	1.6 万人分	3.1 万人分	5.2 万人分	7.1 万人分	0.88 0.55
サービス利用者数	6.0 万人	8.1 万人	12.9 万人			3.1 万人	5.2 万人	7.1 万人	0.88 0.55

サービス種類	相談支援【相談支援】								
	都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)			実績				達成率	
				第1期計画		第2期計画			
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A C/B
サービス見込量	1.6 万人分	2.1 万人分	2.9 万人分	— 万人分	— 万人分	0.2 万人分	0.3 万人分	0.4 万人分	0.19 0.14
サービス利用者数	1.6 万人	2.1 万人	2.9 万人			0.2 万人	0.3 万人	0.4 万人	0.19 0.14

# 障害福祉計画の今後の予定



## 7 特別児童扶養手当等について

### (1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」（平成17年法律第9号）に基づき、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定してきたところである。

平成24年4月からの手当額については、平成23年の全国消費者物価指数が、基準となる平成22年の物価と比較してマイナス0.3%となったことから、法律の規定に従って平成24年度の手当額が0.3%引き下げられる。（政令改正予定）

また、物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて、物価下落時に据え置き措置が採られた経緯から、現在、1.7%の特例水準が生じているが、年金と同様に、本来の水準に計画的に引き下げる。今後、法律改正を行う予定である。

具体的には、平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から△0.6%、25年度△0.6%、26年度△0.5%の予定。

	平成23年度	平成24年4月～	平成24年10月～
特別児童扶養手当（1級）	50,550円	→ 50,400円	→ 50,100円
〃 （2級）	33,670円	→ 33,570円	→ 33,370円
特別障害者手当	26,340円	→ 26,260円	→ 26,100円
障害児福祉手当	14,330円	→ 14,280円	→ 14,200円
福祉手当（経過措置分）	14,330円	→ 14,280円	→ 14,200円

### (2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置分）の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

#### 本人

特別児童扶養手当（4人世帯・年収）	770.7万円	→ 据え置き
その他の（2人世帯・年収）	565.6万円	→ 据え置き
扶養義務者等（6人世帯・年収）	954.2万円	→ 据え置き

### (3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号）に基づき交付されているところであるが、平成23年度事業実績報告及び平成24年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価については、現在、平成23年人事院勧告の実施や国家公務員給与特例法の成立についての見通しが立っていないことから、決定次第お知らせする。

### (4) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の認定基準の改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成23年6月30日年発第0630第1号厚生労働省年金局長通知）が公布され、精神の障害について、近年の医学的知見を踏まえ、認定基準及び診断書の見直しが行われたところである。

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当についても近年の医学的知見等を踏まえ、精神の障害に「発達障害」の認定基準を明記するなど、認定基準及び診断書の見直しを行い、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」平成23年8月9日付障発0809第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成23年9月1日から適用）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」平成23年8月9日付障発0809第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成23年9月1日から適用）を発出しているので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

## 8 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されており、制度の一層の周知を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格が喪失し、再び受けることはできなくなるのでご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照）

なお、平成24年度の額は、平成23年の全国消費者物価指数が前年度と比較してマイナス0.3%となったことから引き下げとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

(平成23年度) (平成24年度)

障害基礎年金1級相当に該当する方 49,650円 → 49,500円  
(2級の1.25倍)

障害基礎年金2級相当に該当する方 39,720円 → 39,600円

## 9 平成24年度障害者総合福祉推進事業について

現在、平成25年4月に向け新たな法案が施行予定で、制定・実施に向けた作業が進んでいるが、都道府県及び市町村の現場では、克服すべき課題が依然残っている状況である。

また、昨年3月に発生した東日本大震災は、多くの被災者が、現在も仮設住宅等で暮らしている状況であり、なかでも障害を持った被災者は、特に不自由な生活を強いられている。

このような状況の中、これらの課題解決のため具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組を踏まえた検討や実態調査による把握を行い、試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とし、本事業を実施することとしている。

平成24年度に実施する募集テーマ等は、現在検討中であるが、平成24年度早期に公募を開始することとしている。

公募に際しては、各都道府県に通知するので、貴管内の市町村及び公益法人等関係する法人に対して、本事業の周知をお願いしたい。

また、厚生労働省のホームページにおいても、事業内容を公表するので参考願いたい。

(1) 予算(案) 2億円

(2) 事業実施主体

- ・都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

(3) 実施方法

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において事前審査を行い、適當と認められた事業について採択を行う。

(4) 事業内容

ア 補助基準額

1,000万円を上限とする。

イ 補助率

定額（対象経費の10／10）

ウ 補助対象事業（平成23年度の実施例）

- ・障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査について
- ・地域移行・地域定着支援の充実強化に向けた事例集とガイドラインの作成について
- ・災害時要援護者（障害者）支援体制に関する調査について